

## 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意！



\* 消費生活センターにも多くのコロナ関連の相談が寄せられています。  
\* **身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください。**

突然、使い捨てマスク30枚が宅配便で届いた。  
請求書は入っていないが、今後どうすればいいか？



ひとまず落ち着いて、確認しましょう。

①家族が注文していないか？ 友人からの贈り物ではないか？

いいえ

②送り付けられる前に、事業者からの電話連絡はあったか？

はい

いいえ

③送付された商品の購入の  
勧誘はあったか？

いいえ

**契約していません**

- ✓ 請求があってもお金を払わない
- ✓ 連絡しなくてよい（悪質業者に個人情報を知られる危険性があるため）
- ✓ 使用しないで保管し14日間経過してから処分する

商品の送付があった日から事業者による引取りがないままに14日間を経過したときは、商品を処分してもかまわない。その後の事業者による商品の引取りに応じる必要もない。  
（特定商取引法 ネガティブオプションの規定）

はい

④勧誘された商品を購入する  
申し込みをしたか？

いいえ

はい

**契約しています**

必要ない時は、

**クーリング・オフできます**

契約書面を受け取って8日以内に  
クーリング・オフ通知を出すと  
無条件解約できます。

（特定商取引法の電話勧誘販売に該当）

判断できないときは、  
消費生活センターに相談してください

注意！

こんな相談もあります

- ◆ 「新型コロナウイルスの検査が無料で受けられる。マイナンバーが必要だ。これから自宅に行く。」という電話があった。
- ◆ 「新型肺炎に下水道管が汚染されているので清掃する」というメールが届いた。

**根拠のない話には耳を貸さない！個人情報を教えない！**

令和2年4月消費者庁資料より作成

消費者ホットライン 188（いやや）に相談してください。